

(様式)

平成28年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	子ども家庭部子育て支援課					
予 算 科 目	款	項	目	細目	細目名称	細節名称
	03	02	01	006	認可外保育施設費	保育室運営費等補助金
補助金等の名称	東久留米市保育室運営費等補助金					
補助金等の区分	○	行政補完的補助金		政策的補助金	その他	交付開始年度 — 年度
補助金等の形態		個人補助	○	事業補助	団体運営補助	その他
支出先名称	法人					
会 計 年 度 (単位：千円)	(予算・決算) 額	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源
28年度	954					954
27年度	703					703
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)						
法 令 等	児童福祉法第24条第1項ただし書					
市条例・要綱等	東久留米市保育室制度運営費補助金交付要綱					
目的及び効果	保護者が安心して就労や子育てが両立できるようにする。 (待機児童の解消及び多様な保育ニーズに対応する)					

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない		はい	○	いいえ		該当なし
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている		はい	○	いいえ		該当なし
支出の根拠が明確でない		はい	○	いいえ		該当なし
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)		はい	○	いいえ		該当なし
類似の事業が民間等で行われている		はい	○	いいえ		該当なし
交付の期間が継続して3年以上である (注)	○	はい		いいえ		該当なし
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない		はい		いいえ	○	該当なし

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」に「○」を記入してください。

3 業務委託について

業務委託の可能性		有り
	○	無し

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解	本制度は、保育所不足のため、要保育児童が無認可保育所に入所を余儀なくされている実態にかんがみ、かかる児童に適切な保護をするため保育所が充実するまでの暫定的措置としてこれら無認可保育所等を保育室として活用し、もって児童福祉の増進を図ることを目的としている。 子ども・子育て支援新制度発足後も、一定数の利用者がある待機児童解消の一翼を担っており、保護者が安心して就労と子育てを両立できる環境を整備するために必要な補助制度である。
29年度以降の方向性	子ども・子育て支援新制度発足後、利用者は少なくなっており、補助金額は減少する傾向である。